

国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院地域連携システム運用規則

平成27年3月10日
規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院地域連携システム（以下、「地域連携システム」という。）に参加する医療機関等を結んだネットワークシステム並びにこれに接続される機器及び周辺装置の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(総括責任者)

第2条 国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に総括責任者を置き、病院長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、地域連携システムの安全かつ適正な運用管理を図るため、不正利用が発覚した場合は、地域連携システムの利用を制限又は禁止することができる。
- 3 総括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、医療連携支援センター運営委員会（東京医科歯科大学医学部附属病院医療連携支援センター規則（平成24年3月30日規則第55号）第7条に定める委員会（以下、「委員会」という。）の意見をいう。）の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、委員会の意見を聞くことができない場合は、事後において報告するものとする。
- 4 総括責任者の業務については、別に定める。

(参加機関システム運用責任者の設置)

第3条 地域連携システムの参加機関ごとに、システムの責任者として参加機関システム運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

- 2 運用責任者は、その参加機関の代表者（以下、「代表者」という。）が任命する。この場合において、代表者が運用責任者を兼ねることを妨げない。
- 3 代表者は、運用責任者を決定した場合、速やかに本院に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(参加機関システム運用責任者の責務)

第4条 運用責任者は、施設内の地域連携システムの安全かつ適正な利用を図り、データの活用にあたって情報漏洩、改ざん及び守秘義務違反がないよう、データの保

護が確保されるよう留意しなければならない。

- 2 運用責任者は、本規則を遵守しなければならない。また、利用端末の盗難防止措置及びセキュリティの管理を行わなければならない。
- 3 運用責任者は、地域連携システムに異常を認めた時は、直ちに代表者に報告しなければならない。
- 4 運用責任者は、職員に付与した利用者識別番号（以下、「ユーザID」という。）、認証番号（以下、「パスワード」という。）の管理を徹底しなければならない。
- 5 運用責任者は、所属施設におけるネットワークを定期的に監査しなければならない。
- 6 運用責任者は、所属施設において下記に掲げる事項が生じた場合、速やかに本院へ報告しなければならない。
 - (1) 利用者（参加機関に所属する従事者のうち第13条に定めるユーザID、パスワードの登録を完了した地域連携システム参加者のことをいう。以下同じ。）及び医師事務作業補助者に異動があった場合
 - (2) 地域連携システムに接続を行う端末やその接続環境に変更が生じた場合

（申込み）

第5条 地域連携システムへの参加の申込みをしようとする機関は、別に定める申請書に所定事項を記載し、原則として参加希望日の2週間前までに本院地域連携室に提出しなければならない。

（許可の決定）

- 第6条 総括責任者は申請に基づき、委員会の議を経て、地域連携システムへの参加の可否を決定する。
- 2 総括責任者は、必要に応じ委員会以外の者等の意見を聞くことができる。
 - 3 地域連携システムへの参加の許可期間は許可された年度限りとし、更新を妨げない。
 - 4 前項において参加期間の更新を行う場合は、前条に定める申込みを再度行わなければならない。

（接続機器）

- 第7条 地域連携システムを利用する接続機器（以下、「接続機器」という。）は、本院が許可した機器に限る。
- 2 接続機器は、参加を希望する機関が別途準備しなければならない。
 - 3 接続機器に必要な要件及び接続に必要なソフトウェアは、別に定める。
 - 4 接続機器は、ウイルス対策ソフトがインストールされ、かつ常に最新のウイルス定義が適用されたものを用いなければならない。

（利用権の設定）

第8条 総括責任者は、ネットワークの利用に際しては、利用機関識別番号（以下、

「利用機関コード」という。)及び利用者ごとにユーザIDを付与し、利用権の管理を行う。

2 地域連携システムを利用できる者は利用者のみとする。

3 参加機関のユーザID及びパスワードの発行手続きは、本院にて行うものとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、地域連携システムを利用する場合、著作権法(昭和45年法律第48号)並びに医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(厚生労働省 平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正)、診療情報の提供等に関する指針(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添)及びその他医療関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、本規則に定める目的以外にその情報を利用してはならない。

3 利用者は、地域連携システムを通じて入手した診療情報を診療行為以外に使用してはならない。

4 利用者は、前項の地域連携システム上の情報の取扱いについては本規則を遵守しなければならない。

5 利用者は、接続機器にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

6 利用者は、地域連携システムの利用について、運用責任者の指示に従わなければならない。

7 利用者は、地域連携システムに異常を認めた時は、直ちに所属する参加機関の運用責任者に報告しなければならない。

8 利用者は接続機器または接続環境に変更を生じた場合、直ちにその旨を所属する参加機関の運用責任者に届け出なければならない。

9 利用者は、参加機関以外の場所で接続機器を使用してはならない。

(責任分界点)

第10条 利用者は、地域連携システムの適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について、事故が生じないよう責任を持って管理・運用しなければならない。

2 各責任範囲は、別に定める。

(ユーザIDの管理等)

第11条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとし、他の者に使用させてはならない。

2 各参加機関の地域連携システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。

3 前項の場合において、地域連携システムの利用を再開する場合、本院へ所定の手続きを行わなければならない。

- 4 運用責任者は、所属する地域連携システム利用者が次条第1号または第2号に定める項目に該当する場合には、速やかにユーザID等の取り消しを本院へ申請しなければならない。

(ユーザID等の取り消し)

第12条 利用者が下記に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本院は、該当する利用者のユーザIDの取り消しを行うことができる。

- (1) 利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。
- (3) ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、本院からの指導・警告にもかかわらず改善が認められないとき。
- (4) 本院の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(患者の同意)

第13条 地域連携システムにおいて患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で本院が指定する文書により同意を得なければならない。

- 2 患者の同意の有効期間は、同意書を受理してから一年間とする。ただし、同意撤回書が提出された場合は同意撤回書を受理した日、同意取得施設の地域連携システム利用期間が終了した場合は終了した日をもって同意の有効期間の終了とする。
- 3 診療情報の公開終了は、別に定める。

(利用時間)

第14条 地域連携システムの利用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は参加する機関に対して、事前に通知をした上で運用を停止し、緊急的に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第15条 地域連携システムの良好な運用を維持するため、必要に応じ、地域連携システムに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。ただし、緊急その他総括責任者が特に理由があると認めた時は、この限りでない。

- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し、事前にその旨を地域連携システムを通じて連絡するものとする。

(地域連携システムの変更、停止、終了)

第16条 本院は、本院の都合により、地域連携システムをいつでも任意の理由で変更、停止、終了することができる。

(通信内容の削除)

第 17 条 地域連携システム上の通信内容が下記に掲げる事項のいずれかに該当する場合、運用責任者は、内容削除をするものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 記載期限を経過した情報があるとき。
- (3) 法令等の各条項に違反したとき。

(監査)

第 18 条 地域連携システムを円滑に運用するため、運用責任者等は参加機関内の監査を、総括責任者は地域連携システム全体を監査する。

- 2 運用責任者並びに総括責任者は、利用状況を定期的に監査する。
- 3 運用責任者並びに総括責任者は、情報システムの運用が安全に行われているかを監査し、問題点があれば、直ちに必要な措置を講じるとともに本院に報告する。
- 4 監査の内容は、総括責任者及び運用責任者が定める。
- 5 運用責任者並びに総括責任者は、利用状況の結果について定期的に本院に報告する。

(免責事項)

第 19 条 本院は、利用者が地域連携システムを利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について責任を負わない。

- 2 本院は、地域連携システムの変更、停止、終了等により発生した利用者の損害について責任を負わない。

(庶務)

第 20 条 この規程に定める手続き等は医療連携支援センター地域連携室において処理する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、地域連携システムに関し必要な事項は別に定める。

(改正)

第 22 条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 2 月 1 日から適用する。